

令和4年8月31日

【議案第110号】

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

- 資料 1 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 参考資料 1 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
- 参考資料 2 廃棄物処理手数料等の状況について

環境局

議案第 1 1 0 号 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する 条例の一部を改正する条例の制定について

粗大ごみの処理、し尿の処理、汚泥の処理及び浄化槽等の清掃に係る手数料並びに不燃性固形物に係る処理費用の額を改定するため改正するもの

1 改正理由

使用料及び手数料については、行財政改革プログラムにおいて、「使用料・手数料の設定基準」（平成26年7月策定、令和元年11月改定）及び「一般会計における使用料・手数料に係る消費税率引上げへの対応」（令和元年11月策定）に基づき、市民サービスの受益と負担の適正化を図るとともに、消費税の負担の適切な転嫁も勘案して、全庁的な見直しを行うこととしている。

平成29年4月の全庁的な見直し以降、サービス提供に要するコストや利用状況等に変化が生じていること、また、令和元年10月の消費税率引上げに合わせた消費税相当分の料金引上げをこれまで行っていないことを踏まえ、使用料及び手数料の全庁的な見直しを行う。

一般廃棄物処理手数料等及び産業廃棄物処理費用については、当該事務の受益者負担割合と標準的受益者負担割合に大きな乖離があるため、消費税の負担の転嫁を含めて引き上げることとし、改定に当たっては、他都市の状況等を考慮して、受益と負担の適正化を図りながら、受益者への影響を最低限に抑えることとする。

2 改正内容

(1) 一般廃棄物処理手数料等の額の改定

種 別	現 行	改 定 額
粗大ごみの処理	200円、500円又は1,000円	300円、600円又は1,200円
し尿の処理	180リットルまで3,000円 180リットルを超える場合については90リットルまでごとに1,500円を加えた金額	180リットルまで4,500円 180リットルを超える場合については90リットルまでごとに2,250円を加えた金額
汚泥の処理 配管の詰まりの除去等	1立方メートルまでごとに2,550円	1立方メートルまでごとに3,820円
汚泥の処理 合併処理浄化槽の処理等	1立方メートルまでごとに2,100円	1立方メートルまでごとに3,150円

種 別	現 行	改 定 額
浄化槽等の清掃	1.5立方メートルまで6,450円 1.5立方メートルを超えるものについては1立方メートルまでごとに3,150円を加えた金額	1.5立方メートルまで9,670円 1.5立方メートルを超えるものについては1立方メートルまでごとに4,720円を加えた金額

(2) 産業廃棄物処理費用の額の改定

種 別	現 行	改 定 額
不燃性固形物の処理	1キログラムまでごとに7円50銭	1キログラムまでごとに11円

3 施行期日

(1) 令和5年4月1日から施行。ただし、条例別表第1粗大ごみの処理の項の改正規定は、同年7月1日から施行する。

(経過措置)

(2) 改正後の条例の規定で、条例別表第1粗大ごみの処理の項を除く規定は、この条例の施行の日以後の申込みに係る手数料及び処理費用について適用し、同日前の申込みに係る手数料及び処理費用については、なお従前の例による。

(3) 改正後の条例別表第1粗大ごみの処理の項の規定は、令和5年7月1日以後の申込みに係る手数料について適用し、同日前の申込みに係る手数料については、なお従前の例による。

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後			改正前		
○川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例 平成4年12月24日条例第51号			○川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例 平成4年12月24日条例第51号		
別表第1（第42条関係）			別表第1（第42条関係）		
種別	取扱区分	手数料	種別	取扱区分	手数料
ごみ（燃え殻を含む。）の処理	指定処理施設に搬入するとき。	1キログラムまでごとに15円	ごみ（燃え殻を含む。）の処理	指定処理施設に搬入するとき。	1キログラムまでごとに15円
粗大ごみの処理		規則で定める区分に応じ、 <u>300円</u> 、 <u>600円</u> 又は <u>1,200円</u>	粗大ごみの処理		規則で定める区分に応じ、 <u>200円</u> 、 <u>500円</u> 又は <u>1,000円</u>
し尿の処理	事業用の仮設便所に係るし尿を市が収集し、運搬し、及び処分するとき。	1回に収集したし尿180リットルまでの場合については <u>4,500円</u> 。180リットルを超える場合については90リットルまでごとに <u>2,250円</u> を加えた金額	し尿の処理	事業用の仮設便所に係るし尿を市が収集し、運搬し、及び処分するとき。	1回に収集したし尿180リットルまでの場合については <u>3,000円</u> 。180リットルを超える場合については90リットルまでごとに <u>1,500円</u> を加えた金額
犬、猫等の死体の処理		1個につき3,000円	犬、猫等の死体の処理		1個につき3,000円
汚泥の処理	浄化槽等の配管の詰まりの除去に伴う汚泥及び汚水排水槽の汚泥を市が収集し、運搬し、及び処分するとき。	収集した汚泥1立方メートルまでごとに <u>3,820円</u>	汚泥の処理	浄化槽等の配管の詰まりの除去に伴う汚泥及び汚水排水槽の汚泥を市が収集し、運搬し、及び処分するとき。	収集した汚泥1立方メートルまでごとに <u>2,550円</u>
	合併処理浄化槽の汚泥及び浄化槽等の取壊し等に伴う汚泥を市が収集し、運搬し、及び処分するとき。	収集した汚泥1立方メートルまでごとに <u>3,150円</u>		合併処理浄化槽の汚泥及び浄化槽等の取壊し等に伴う汚泥を市が収集し、運搬し、及び処分するとき。	収集した汚泥1立方メートルまでごとに <u>2,100円</u>

改正後			改正前		
	分するとき。			分するとき。	
浄化槽等の清掃		浄化槽等の容積1.5立方メートルまでのものについては <u>9,670円</u> 。1.5立方メートルを超えるものについては1立方メートルまでごとに <u>4,720円</u> を加えた金額	浄化槽等の清掃		浄化槽等の容積1.5立方メートルまでのものについては <u>6,450円</u> 。1.5立方メートルを超えるものについては1立方メートルまでごとに <u>3,150円</u> を加えた金額
別表第2（第44条関係）			別表第2（第44条関係）		
種別	取扱区分	処理費用	種別	取扱区分	処理費用
可燃性固形物の処理	指定処理施設に搬入するとき。	1キログラムまでごとに15円	可燃性固形物の処理	指定処理施設に搬入するとき。	1キログラムまでごとに15円
不燃性固形物の処理	指定処理施設に搬入するとき。	1キログラムまでごとに <u>11円</u>	不燃性固形物の処理	指定処理施設に搬入するとき。	1キログラムまでごとに <u>7円50銭</u>
			備考 算出した処理費用の額に、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる		

廃棄物処理手数料等の状況について

	種別	概要	実績 (R2)	単位	現在の 手数料	受益者負担割合※ ¹ (H27～30 平均)
		対象				
1	粗大ごみの 処理	市民からの申し込みにより、家庭 から排出された粗大ごみを、収 集、運搬及び処分する	収集量 12,841t 歳入額 604,537 千円	30 cm以上 50 cm未満	200 円	53.4%
				50 cm以上 180 cm未満	500 円	
		粗大ごみを排出する市民		180 cm以上 幅 10 cm未満	500 円	
				180 cm以上 幅 10 cm以上	1,000 円	
2	し尿の処理	事業者等が建設現場やイベント 会場等に臨時に設置した仮設トイレからの「し尿」を収集・運搬・処分する	作業延基数 13,019 基 収集量 2,390kl 歳入額 39,680 千円	180Lまで	3,000 円	39.7%
		仮設トイレし尿処理申込事業者		180L超 90L までごとに	1,500 円	
3	汚泥の処理	①浄化槽のつまりの除去に伴う汚 泥や建物地下などに設置された 汚水排水槽の汚泥を収集・運搬・ 処分する	作業延件数 1,323 件 収集量 15,672 m ³ 歳入額 33,803 千円	1 m ³ までごと に	2,550 円	14.1%
		②合併処理浄化槽の汚泥や浄化 槽取壊し等に伴う汚泥を収集・運 搬・処分する		1 m ³ までごと に	2,100 円	
		浄化槽設置数約 3,700 基、ほか 汚水排水槽など				
4	浄化槽等の 清掃	浄化槽内に生じた汚泥を引き抜 き、槽内洗浄を行う	作業延件数 3,307 件 収集量 18,504 m ³ 歳入額 57,562 千円	1.5 m ³ まで	6,450 円	21.8%
		浄化槽設置数約 3,700 基		1.5 m ³ 超 1m ³ までごとに	3,150 円	
5	不燃性固形 物の処理	産業廃棄物(公共施設等、小規模事 業者から発生)の内、燃え殻、がれき等 について埋立処理を行う	埋立量 1,638t 歳入額 12,477 千円	1 kgまでごと に	7 円 50 銭	55.4%
		公共施設、小規模事業者等				

※¹ 受益者負担割合 = 収入 (手数料) / 支出 (サービス提供に要するコスト)

平成 29 年度に手数料を見直したのものについては、見直し後の手数料を考慮した受益者負担割合となっている。